

第4回規制制度改革ワーキングチーム 議事次第

日 時：平成29年2月27日（月）10:00～11:30

場 所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

開会

1. 日本経済団体連合会からの報告
2. 電子行政分科会の動き
3. 次期アクションプラン 中間整理（案）
4. 今後の進め方

閉会

○IT総合戦略室 ただいまから、第4回「規制制度改革ワーキングチーム」を開催させていただきます。

本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席でございますけれども、吉田構成員が御欠席ということと、また、金丸構成員の代理であります住田様が30分ほどおくれたの御参加になります。その他の構成員の方々につきましては、皆様御出席いただいております。

それからあわせて、本日は、日本経済団体連合会から報告をいただきます。

それでは、これ以降の議事進行は、國領主査にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○主査 皆さん、おはようございます。

少しおさらいなのですが、前回、次期アクションプランの全体骨子について御議論いただいたわけですが、その中で、デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーといった3原則を踏まえた取り組みを進めるということに加えて、アクションプランについては、政府横断的な分野、重要分野、民間取引分野の3分野ごとに取り組みを整理していくということが提示されまして、皆さんに御議論いただいて、おおむね方向はよろしいのではないかと、お示しいただいたと受けとめております。

それから、官民データ活用推進基本法を踏まえた対応について説明がございまして、これを含む形でアクションプランを策定していくという方針も提示されたところでございます。

今回は、各構成員からの御指摘も踏まえて、事務局に次期アクションプランの中間整理（案）をまとめていただきましたので、これを御議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その前に、日本経済団体連合会からの御報告であるとか、電子行政分科会の動きも御報告いただけるということですね。

ということで、きょうの資料の確認を事務局からお願いします。

○IT総合戦略室 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第、配付資料の紙に加えまして、資料1-1として日本経済団体連合会様の資料がA3の一枚紙、また資料1-2としてA4の資料です。

それから資料2が電子行政分科会における検討状況。

資料3-1と資料3-2が本日御議論いただくアクションプランの中間整理（案）です。

最後に資料4として、今後の進め方の一枚紙がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○主査 よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと存じます。

本日は、まずは日本経済団体連合会からの御提言について報告をいただき、次に事務局からIT総合戦略本部の別の分科会である電子行政分科会での検討状況について、簡単

にご説明いただいた後に、本日の中心議題である「次期アクションプラン 中間整理(案)」のご説明をいただくという流れでまいりたいと思います。

資料1～3をまとめてそれぞれの発表者から説明していただいた後、質疑の時間を設けるといふうにまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、日本経済団体連合会のほうから御説明をよろしくお願ひいたします。

○日本経済団体連合会 お手元の資料1-1に沿って、適宜本文に触れながら御説明させていただきます。

提言のタイトルは「Society 5.0に向けた電子政府の構築を求める」でありまして、この提言をまとめる際、2つの大きな流れがございました。一つはSociety 5.0でございます。これはIndustry 4.0を包含する概念なのですけれども、革新技術の開発、それから多様なデータの利活用を通じて、政府、産業、社会のデジタル化を進めることによって経済成長を促すものであり、この提言は、行政部分に関する提言という位置づけになっております。

資料の「1. はじめに」の①に書いてございますように、基本的にはこうした社会全体のデジタル化ということがSociety 5.0のベースとして必要なのですが、現状、行政分野が基本的には対面あるいは紙ベースでの業務になっております。そうなりますと、当然企業もそちらへの対応が必要になりますので、ある意味、行政分野がボトルネックとなり、国全体として生産性の向上が図られないということが一つ問題としてございます。

それから、もう一つは、より現実的な課題なのですが、提言本文の一番後ろのページのグラフをごらんいただければと思います。

【付録】ということで、実は、内閣府と経団連で昨年末に行いました「事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査」の結果でございます。

24ページでございますが、どのような手続を企業が負担に感じているかということで、トップは調査・統計に対する協力です。これは協力なので、任意性が強いものもかなり含まれておりますが、一方で義務として、社会保険、従業員の納税に関する事務、地方税、国税、営業の許可・認可といった行政手続が非常に負担であるという結果が出ております。ここにどのように対処するかということで、我々としては、単純に紙ベースでコストを減らす考え方もあるかと思いますが、BPRを通じて見直しをした上で、手続を電子化していくというのが最大のソリューションではないかということで、この提言をまとめております。

また、A3にお戻りいただきまして、電子政府をめぐる現状の評価でございます。「2. 行政の電子化をめぐる状況」をごらんいただければと思います。①にございますように、政府CIOの設置以降、行政情報システムの改革や、マイナンバー制度の導入など、かなりの進展が見られておりまして、本格的な電子行政を推進するにあたってのベースが今、できあがっているという認識でおります。

それから、③にございますように、政府においても、「デジタルファースト」、「コネクテッド・ワンストップ」、「ワンズオンリー」といった方向性が打ち出されているので、問題はこれをいかに実際の現業部門の行政手続にきちんと反映できるしっかりした法的あるいは

は行政的な指示なり、裏づけをしっかりと入れ込んでいくかと考えております。

もう一つは、電子申請はかなりできるようになりましたというお話がよくあるのですが、実際、その使い勝手とか、本当にエンドツーエンドで電子的に手続が完結するかという、実態はインターフェース、特に申請部分の電子化だけに限られておまして、この辺りのサービスデザインあるいは利用者目線でのインターフェースも含めて課題が多いと認識しております。

今後、本格的に電子行政を進めていく上で必要な視点を「3. 新たな電子政府の構築に向けて必要な視点」に盛り込んでおります。

まず一つは、せっかくマイナンバー制度が導入されましたので、これを電子行政の核として、積極的に活用してくということが必要ではないかということ。それから、今までの課題ということで、①から⑥まで挙げておりますが、従来の手続をそのまま電子化しても余り意味はないので、常に電子化を念頭に置いた場合に、BPRをその前にしっかりとやるというシステムを入れ込む必要があるのではないかということ。

御案内のとおり、各省ごとにそれぞれ独自に取り組んでおりますので、全体最適の視点が必要ではないかということ。これから、本格的な電子行政を進める場合、バックヤード側での情報連携あるいはデータの共有が不可欠になりますので、ここはぜひともしっかり取り組まなければいけない課題と認識しております。

それから、国と地方の間での連携が基本的には不足しているということ、あと、電子行政を進めていく上で一番重要な点は、電子行政自体をしっかりと企画・立案・実装できるような専門人材を、政府内においてきちんとプールする組織あるいは体制が必要であるということをおっしゃっております。

それから先ほど述べたとおり、ユーザビリティ・アクセシビリティです。このあたりの視点がもう少し入らないといけないということ。

具体的にどういう形で進めたらいいかということをお次の「4. 国民に支持される電子政府の構築に向けた達成目標」ということで、3つ段階を下に述べております。2020年、23年、26年が年限なのですが、2020年については、別途Society 5.0に関する経団連の提言が出ておまして、その第一段階の目標を大体あらゆる分野において2020年に置いております。ちょうどオリ・パラの時期にあたりますので、例えば自動走行とか、様々な分野のテーマにおいて、2020年を一つの区切りとしている関係でこのような設定にしております。

まず2020年までに取り組むべきこと、あるいは実現するサービスは、お手元の矢印のところにございますように、基本的にはいわゆる先進的な電子行政を実現している国で行われていることを、2020年までに日本で実現しましょうということとして、基本的には韓国とか北欧とかイギリス等の国々で実際にもう実装されている技術やサービスという形になります。

具体的には、これを進めるため、今、課題で申し上げたことを取り組みとして述べてお

りまして、例えば行政機関のデータ連携をしっかりと行うということ。あるいは、対面・書面原則からの転換を具体的な法的な裏づけ等をもって行うとか、特に行政手続について、バックヤード側でコンピューターが自動的に処理するとか、手続自体がどのような状況にあるか可視化するとか、透明性を確保するシステム、仕組みを作ること、マイナンバーカードの利用促進等々を述べております。

この結果、国民にとってのメリットを「実現するサービス」として述べております。基本的には本WTでも打ち出されると思いますが、行政手続の簡素化・効率化・ワンストップ化や、ワンストップ窓口を通じた許認可申請等の処理状況の可視化、また、資格関係の更新に係る手続が企業の従業員で多いのですが、こうしたものをオンラインで完結するようになるとか、さらには、バックヤード側で、行政が情報を連携すると、例えば児童手当の給付を申請しなくても、行政側がプッシュ型で提供してくれる、自動的に給付金が振り込まれるといったサービスが考えられます。

あるいは、プレプリントと言われておりますけれども、確定申告などで、必要な情報が既に準備された形で申請者側に提供されるというサービスを実現いただきたいと考えております。

それから、マイナンバーカードの普及に関しましては、各種公的証明をマイナンバーカードで代替することや、JPKI等による押印や署名・捺印の代替が考えられます。

加えて、引っ越し等の手続にあたり、民間と連携することでワンストップサービス等が実現するという姿。これはもう先ほど申し上げたとおり、既にこういう段階に行っている国が、先進的な事例としてはございます。

23年の達成目標ということで、次の段階として、こうしたデジタル化されたデータを踏まえて、官民でデータ連携を行いまして、利便性・付加価値を向上させるということで、特に政府系のポータルあるいはデータの公開等を通じて、その上に付加価値として民間のサービスというものを提供する流れを期待しております。

最初の段階は、どちらかと言うと効率化や透明性の確保等が主眼にあるのですが、次の段階になると、より高い付加価値を生み出す段階と考えております。

最後、2026年では、デジタル化された行政データ等を活用して、行政がいわゆる予測・分析型の政策立案・サービスの提供をしていくということで、事前に先回りして、市民や企業のニーズを先取りして提供できる段階ということで、これはかなり先の段階になるかと思っております。

大体このような流れを我々としては考えております。それでは、こうしたことを具体的に進める上での課題を踏まえた提言を「5. 電子政府構築に必要な施策」として述べております。まず一つは、今まで電子行政がスピード感をもって進まなかった理由の裏返しですけれども、各省庁あるいは地方と国との間での調整に非常に時間やコストがかかっていたので、提言の①にございますように、改めて、総理（官邸）の強いリーダーシップのもとで、トップダウンで推進していく必要があるということ。それから提言の②ということ

で、電子政府戦略の立案・実行体制の強化ということで、特に人材面での育成を含めまして、拡充が必要であるということ。

それから、提言③としまして、官民データ活用推進基本法が昨年成立したわけですがけれども、基本法という段階で、これが現場までおりていくには時間がかかっているような感じがいたします。そこで、紙から電子への原則転換の法制化と、基本法に基づく業務改革と電子化の義務づけが重要です。末端の行政事務を担当されている方々からは、きちんとした指示がないと動けないという声をよく聞きますので、ここをしっかりと取り組む必要があるかと考えております。

それから「(2) マイナンバー制度の積極活用」でございます。国民生活の質的向上のためのマイナンバー制度の見直しということで、大きく2つあるかと思いますが、先ほども申し上げたようなバックヤード側の情報連携、特に民間等も含めて進めていく上で、マイナンバーの利用範囲を適宜見直していく必要があるかと考えております。

それから、特定個人情報の扱いが非常に厳しいので使い勝手が悪い、あるいは非常にコストもかかると聞いておりますので、この辺りの取り扱い規制の見直しも並行して進めていってはどうかと考えております。

それから「(3) 国・地方自治体の一体改革」でございます。この辺りは御案内のとおりかと思いますが、国・地方の情報連携の促進、あるいは、特に問題になるのは、自治体毎に様々な標準や書式等々がございまして、経団連のアンケートでも常に出てきますので、電子化を通じて、その辺りの標準化等を図っていくことが必要かと思っております。

あと、地方については、中央でさえなかなか人材、体制の不十分さが指摘されているわけで、地方に行くともますますそのような状況になりますので、地方における電子化促進を支援するような枠組みを作ることが重要です。

あと、「(4) 世界を先導する電子政府の実現」でございます。電子行政については先進的な国々で連携したりしておりますので、そのような国際連携に参画することも必要ではないかと考えております。また、電子政府の話をする、行政側の効率化といった話に終わってしまい、いかに国民に利便性の高いサービスを提供する仕組みであるかということ、を必ずしも理解されていないと感じております。マイナンバーカード自体の普及もなかなか進まないこともございますので、この辺りの国民理解の促進を進めていただきたいということでございます。

「6. おわりに」ということで、ここは冒頭申し上げたところと重複いたしますので省かせていただきます。

私からは以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

次に、「電子行政分科会の動き」それから続けて「次期アクションプラン 中間整理(案)」について、事務局から説明をお願いします。

○IT総合戦略室 電子行政分科会における検討状況につきましては、私のほうから説明さ

せていただきます。

新戦略推進専門調査会の中の電子行政分科会のほうでも、社会構造の変化や、技術環境の進展等に対応するために、新たな電子行政の方針の策定に向けた検討を行っているところでございます。

これまで、電子行政の方向性は、コスト削減と効率化に焦点を当ててやってきたところでございますが、今回は行政内部の効率化にとどまらない国民・企業等に価値を提供するサービス部分の変革に焦点を当てさせていただいております。

行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントというものの実現を軸に議論を今、実施しているところでございます。

内容ですけれども、3つの柱で検討させていただいております。

1つが行政サービスの改革という部分、もう1つがプラットフォーム、最後にITガバナンスという3つの柱で検討させていただいております。1つの柱であります「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」につきましては、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）をどんどん進めて行きましょうということを議論させていただいております。

こちらのワーキングでもありますように、利用者中心のサービス改革を推進して、行政サービスのデジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ等を実現していきたいと考えております。また、デジタル技術に対応した情報提供のあり方も見直していきたいと考えておまして、民間サービスとの連携、プッシュ型の情報発信や情報提供のパーソナル化についても議論をさせていただいております。

2つ目の「官民協働を実現するプラットフォーム」、こちらについても一つの柱とさせていただいております。データ流通を促進する環境の整備といたしまして、オープンデータ・バイ・デザインという考え方で進めていければと思っております。

また、情報システムに関する規格整備、マイナンバー制度・法人番号の徹底活用も課題とさせていただいております。

また、官民データ活用のためのインターフェースの整備というところで、行政データ・サービスのAPI化、行政ウェブサイトのデザインやデータ構造等の標準化も課題の中心とさせていただいております。

さらに、プラットフォームの共用化と民間サービスの活用というところで、府省共通システムの充実・強化、自治体クラウドの推進、民間サービス・民間クラウドの積極活用というところで考えております。

これまで、行政サービスという部分については、政府だけで提供しているというところですが、民間サービスなども活用しながら進めていければという観点も入れさせていただいております。

最後の「価値を生み出すITガバナンス」でございますが、サービス改革に対応した推進体制の整備とさせていただきまして、政府CIOを中心とした横串体制の強化、各府省内の体

制整備、地方公共団体におけるITガバナンスの強化の体制整備を考えております。また、ITマネジメントの徹底と投資効果の最大化というところで、これまで取り組んでおりました政府情報システム改革の着実な推進というところで、情報システム運用コストの3割削減、またシステム数半減について緩めることなく、さらに推進していこうと考えております。

また、アウトカム重視のIT投資管理の確立、ITマネジメントの強化も課題の中心とさせていただきます。

今後のスケジュールですけれども、規制改革のワーキングと連携させていただきながら、5月から6月に新たな電子行政の方針策定、また、方針だけではなく、具体的に何をやっていくのかも重要ですので、そういった実行計画を早い段階で策定していくということを考えております。

電子行政の推進に関して、ほかの取り組みもいろいろ出ておりますので、そことも一体的に取り組んでいこうということを考えております。

以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

それでは引き続き、どうぞ。

○IT総合戦略室 それでは、資料3-1と3-2に基づきまして、本ワーキングチームの中間整理ということで、御説明させていただきたいと思っております。

基本的には、これまで御議論いただいた内容をパワーポイントにまとめるとともに、ワードの文書として書き下ろしたものです。

冒頭にありますように、今回のポイントは、これまでの成果あるいは過去の取り組みの反省、それから官民データ法の制定あるいはマイナンバー等の本格稼働等を踏まえて、既存のアクションプランを大幅に改正して、今回通称として提案させていただいておりますが「デジタルファースト・アクションプラン（仮称）」という形で中間を整理してみてもどうかということでございます。

後ほど御説明申し上げますけれども、本日の御議論を踏まえて、できれば中間整理という形で公表させていただいて、規制改革推進会議とも連携しつつさらに検討を進め、今年夏までに最終版を策定したいと考えております。また先ほど話がありましたように、本アクションプランは、今後は電子政府政策の一環として、強力に推進していきたいと思っております。

全体の構造はここに書いてありますように、まずは「これまでの取組」として、行政手続のIT化推進の話と、アクションプラン・全数調査の話を踏まえ、さらに最近の状況として、デジタル社会への移行、関心の高まり、官民データ活用推進基本法、マイナンバー制度を踏まえて、これは第2回を中心に議論した話でございますが、「実現すべき目標」の中で画期的・効率的なサービス体験の提供というものを置いた上で、基本的な方向として、3原則を記載しています。これは、マイナンバー制度、法人番号を徹底的に活用するとい

うことで、デジタルファーストそれからコネクテッド・ワンストップ、ワンズオンリーと
いうことを挙げています。

特にデジタルファーストにつきましては、具体的に実施するに当たって、原則オンライン
の利用、それから先ほどもありましたが、サービスデザイン志向に基づく手続の見直し
といったところを中心に掲げております。

資料3-1の裏側のページでは、これらを踏まえて、具体的な項目として3つに分けており
ます。

1つ目は「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進」ということで、各府省に
おける行政手続オンライン化推進計画あるいは地方自治体のオンライン化推進方策を進め
る一方で、政府横断的な取り組みにも進めていく。例えば、法人手続において、マイナン
バーカードを使うとか、APIの公開あるいはバックヤード連携に向けたシステム整備、こう
いったところが挙げられています。

これとあわせて、2つ目に「デジタル社会を見据えた「重要分野」での手続見直しとIT
化の一体的推進」ということで、重点分野における取り組み、これは規制改革推進会議と
も連携しながら進めていきたいと思っています。

それから3つ目に「社会全体の意識改革を含む民間取引IT化の促進」ということで、民
間取引のオンライン化推進プログラムを作ってはどうかということとして、これら記載の
項目あるいはそれ以外にもあるかとは思いますが、今後、規制改革推進会議とも連携しな
がらさらに検討を行って、具体的な行動内容、主体、あるいは期日を明確化していきたい
と思っています。

その上で、一番下の「今後の進め方」でございますが、今年の5～6月くらいまでに最
終版を策定するということと、先ほども申し上げましたように、「新たな電子行政の方針」
のうちの手続の電子化に集中的に記載したものという位置づけのもとで今後、一体になっ
てやっていきたいと思っています。

細かく、資料3-2で御説明させていただきたいと思えます。

3 ページ目、「1. はじめに」ということで、もともと「世界最先端IT国家創造宣言」
で改定するとなったこと、それから政府全体では規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一
体的にするという動きになっており、その中で規制改革推進会議での検討がなされている
こと、それから、それを踏まえて本ワーキングチームが設置されて検討してきたというこ
と。

それから、全数調査の分析結果あるいは基本法を踏まえて検討を行って、今回、規制制
度改革との連携による行政手続・民間取引、IT化に向けたアクションプラン、御提案とし
ては通称「デジタルファースト・アクションプラン」と呼んではどうかと思っているとい
うことです。今後、先ほど申し上げましたが、引き続き検討していくということでござい
ます。

4 ページ目です。これまでの取り組みのことについて触れております。2001年以後取り

組んでおりますが、反省点もあるのではないかと書きぶりになっています。

<行政手続のIT化>につきましては、2001年に全ての手続をインターネット経由で可能にするという方針を踏まえて、15年前ですけれども、同じようなアクションプランをつくっております。それから、オンライン化法ができ、2005年には96%でオンライン利用が可能になりましたが、問題点として2点あるのではないかと評価しております。

1つはオンライン化そのものに注力したということで、利便性に向けた取り組みが行われなかったこと。それからもう1つは、全ての手続をオンライン化することを目標にしたため、費用対効果の低いシステムになってしまったということ。これを踏まえて2006年以降、目標を変えて、かつ、利用されない手続については、システム停止、こういったところを取り組んできたというのが過去の経緯でございます。

5 ページ目の上のポツでございます。こういった中、2013年6月「世界最先端IT国家創造宣言」では、サービスのバリューチェーン全体での電子化、利用者中心のサービス、こういったところを踏まえて、今、改善促進手続を掲げて、これに対して取り組んでいるということでございます。

5 ページ、11行目でございますが、今後はこれまでの反省点も踏まえて、利用者中心のサービスをちゃんとつくっていくということが重要なのではないかとということでまとめております。

それから<民間取引のIT化>につきましては、2005年にe-文書法が施行されております。ただ、具体的にどれを施行するかというのは、各府省に任せていたということで、把握できていなかったのが、2013年までの反省点と言えるのではないかと思います。

6 ページ目でございます。規制制度改革集中アクションプラン策定と全数調査ということで、行政手続のIT化を進める一方で、特に民間取引の対面・書面原則が残っていること、それから行政手続も制度面によって阻害されている部分が多いのではないかと認識の中、個別アプローチと全体的なアプローチをこれまで試行錯誤してきたということかと思っております。

まずは、2013年に行政手続・民間取引に関して、その拡大を図るという形から、規制制度改革の推進ということで、3年前にアクションプランを決定しました。

この時の特徴は、一つは民間取引を中心に、対面・書面がたくさん残っているのではないかとということで、要望を踏まえて個別項目を挙げたこと、それから、行政手続についても、ホットライン等を通じて、制度的な阻害要因があるのではないかと、行政手続が簡素化してほしい等といった項目を挙げたことのが特徴ではないかと思っております。

7 ページ目がその全体像になっております。この3年間で個別、年2回のフォローアップをして対応した案件で申し上げますと、28項目中23項目が対処、措置済みが16項目となっているところでございます。

一方で、全体のアプローチということで、国全体として方針を明確化するということと、まず、全体像を把握しなければいけないのではないかとといった流れの中で、2015年6月に

IT総合戦略本部で「IT利活用に係る基本指針」を決定しました。

ポイントとしましては、8ページ目の上でございませうけれども、5つの基本原則というものを掲げたということと、各省庁に対して、全数の調査、それから法令上オンライン利用が認められていない手続について検討対象手続を定めて検討するようにしたことです。

これに前後しますけれども、その前から規制制度改革分科会で全数調査をやりました。これは官（中央）の手続だけではなく、地方の手続も含むということと、あとは民間の法令上に基づく規制に関しても手続の実態を調べたということとでございます。

第1回目は試行的に2015年6月に公表した後、2016年6月に第2回目の発表をしています。中身が【図表3】になります。このポイントを見ると、まずは官-民の手続で言うと、法令上不可案件は、全体としては少ない一方で、年間手続の多い手続を中心にオンライン利用率の向上あるいは未オンライン化手続のオンライン化が重点的な課題になるのではないかと。それから、地方-民に関しては、一般論としては手続件数の多いところが必要でございますけれども、法令上、オンライン化をしても、地方自治体が自動的にオンライン化するわけではないので、まずは実態を踏まえて、さらに調べていくことが必要なのではないかと。

それから9ページ目でございます。「民-民」の取引につきましては1割ほど法令上不可の手続があった。これをさらに分類、類型化あるいは事例の提供、こういったところをして、各省の取り組みを動かしていくことが必要なのではないかと。

こういったところを踏まえて、今後戦略的なアクションプランを策定していくことが必要ではないかということとでございます。

それから「(2) 最近の行政手続・民間取引IT化をとりまく状況」ということとでございます。デジタル化が前提の社会が到来しているということ、それから一方で、先ほど経団連様から御説明がありましたが、行政手続のデジタル化が遅れていて、行政内部のコスト削減に加えて、民間がそれに合わせた対応が必要とされ、国全体の生産の向上を阻害しているのではないかと、という指摘があるということで引用させていただきました。

それから、民間取引についても、対面・書面原則の撤廃の実現を目指すという意見が引き続き多いということで、新経連さんの発表もここに掲載させていただいています。

こういった流れの中で、規制改革推進会議の動きもありますが、IT本部としても検討していくことが必要になっているのではないかとという問いが1点目。

それから2点目、官民データ活用推進基本法の話でございます。2016年12月に制定されています。この中の第10条で、行政手続のオンライン利用の原則化、それから民間事業者の手続のオンライン利用の促進、こういったことが書かれています。

10ページ目になります。こういったことを踏まえると、「オンライン利用の原則化」ということを基本原則として進めていくことが必要になっているということとでございます。

それから3番目、マイナンバー制度と法人番号の本格稼働ということで、御案内のとおり、2015年10月に制度が開始されました。マイナンバーそのものに加えましてマイナンバ

一カード、法人番号が使えるようになってきます。特にこれらにつきましては、2017年以降本格稼働が予定されている状況を踏まえて、マイナンバー制度、法人番号を徹底的に活用していくということです。

こういった流れで冒頭に御説明したように、アクションプランを見直すということになっておりますので、大きなポイントとしては、5つの原則を参考としつつオンラインの利用を原則とする方針。そして全数調査の結果を踏まえて、戦略的な取り組みとして規定すること。

11ページ目、マイナンバー、法人番号を徹底的に活用する。それから、過去の経緯・反省点を踏まえて、費用対効果を踏まえて優先的に取り組む。サービスデザイン志向に基づいて、BPRとあわせて取り組む。こういった方針に基づいて、アクションプランを策定することでございます。

12ページ目でございます。

「(1) 実現すべき目標」ということで、我が国の社会的課題に対して取り組んでいくということと、デジタル化が非常に進んでおりこれを社会課題の解決に資するとともに、デジタル自身をビジネスとして使っていくようにしていくことに向けて、そのために行政手続・民間取引のIT化を推進しスムーズにサービスが提供されるような社会の構築と、行政手続・民間取引のIT化を推進することによるコストの削減、そして人的資源をイノベティブなほうに最大限取り上げていくということでございます。

そういったアプローチをするということ、必ずしも二つに分けられるわけではないのですが、大きく分けて、一つは重要分野における規制制度改革との連動によるIT化ということで、今後の社会に向けて、各種の社会制度あるいは規制制度自体を見直していくということとあわせて、その実現に向けて必要な行政手続のIT化を推進していくということでございます。これは例えば税・社会保険の分野とか、13ページでございますが、事業者コストの削減のための特に重要な分野というのがあるかと思っております。

それから13ページ目の下でございますけれども、一方で、政府横断的に行政手続IT化を推進していくアプローチがあるかと思えます。これは事業者・国民・行政それぞれにとってメリットのある社会をつくっていくということで、これは先ほどありましたように、サービスデザイン志向に基づいて行政手続自体の見直し、行政内部のBPRも含めてやっていくということで、この二つを一体になって取り組んでいくということではないかと思っております。特に後者の視点でございますけれども、IT総合戦略本部ではこれまで世界最高水準のIT総合戦略利活用社会ということで目指してきたでございます。

14ページ目、これはその中の電子行政の取り組みということで、先ほど御説明させていただきましたように、現在、新たな電子行政方針を策定しているということでございます。この中で、行政手続・民間取引のIT化については画期的・効率的なサービス体験を提供することを具体的に目指してはどうかということでございます。

15ページ目、その画期的・効率的なサービス提供を目指すに当たって、3つの原則とい

うことを提言させていただいております。デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリー、これらを実現するに当たっては、マイナンバー制度、法人番号を徹底的に活用するというところでございます。

15ページ目の下の方にデジタルファーストの定義を書いております。「原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する」ということで、基本指針におけるIT優先の原則、それからデジタル・バイ・デフォルトに相当するものとして書いてあります。

16ページ目でございます。これは官民データ法の趣旨の原則オンライン利用と、こういった位置づけになるものでございまして、IT利活用にかかる基本指針の双方向性活用の原則、すなわち、対面も含めてやっという話と、公的個人認証を積極的に活用してやっという原則もこの中に含まれると思っております。

一方で、これまでの取り組みあるいは反省を踏まえて、利用者中心の視点を全面的に置きたいと思っております。具体的には優先順位をちゃんと明確化してやるということと、サービスデザイン思考に基づく手続の見直しということでございます。

17ページ目に、【サービスデザイン志向に基づく行政手続IT化の推進】ということで、参考の文書をつけさせていただいております。

17ページ目、コネクテッド・ワンストップのことでございます。これは、「民間サービスを含め、どこでも／一か所でサービスが実現」するということでございまして、単に行政サービスをワンストップ化するのではなくて、民間のサービスと合わせてコネクต์できるようにしてやっという趣旨を書かせていただいております。あわせてここにモバイル化の話も入れさせていただいております。

18ページ目、大変恐縮でございますが、ここに村上構成員が電子行政分科会のほうで説明された資料をつけさせていただいております。

それからワンスオンリーの原則についても「一度提出した情報は、二度提出する必要がない仕組み」ということで書いてあります。これは、基本指針の「行政保有情報の共同利用の原則」、それからワンスオンリー原則は欧州でも使われているということでございます。これを実現するには、マイナンバーや法人番号などを鍵として横串を刺して情報連携を行うシステムが必要になってくる。

現在で言うと、マイナンバー法、それから登記の一部を進めているというところでございますが、今後、それ以外にも拡大していくことが必要、ということで書かせていただいております。

19ページ目、「② マイナンバー制度・法人番号の徹底活用」ということで、これを進めてやっというところで、特に2点重要だということで書かせていただいております。

20ページ目でございますけれども、まずは、「本人・事業者の認証にあたっての鍵」となるということと、各システム間で情報連携をするときの鍵になるということ。こうした視点を踏まえて徹底的な活用をしていく個別の検討をしてやっということを基本的な考えとして書いています。

21ページ目以降、こういった流れで3つの項目、類型に分けて進めていきたいと思っています。1つは政府全体の行政手続のオンライン、それからデジタル社会を見据えた重要分野での行政手続の見直しとIT化一体的推進、民間取引の活用ということでございます。

行政手続のオンラインの利用ということにつきましては、官民データ法を踏まえて、原則オンライン利用ということをしていきたいと思っています。その際、過去の反省あるいは全数調査の結果を踏まえて、費用対効果を踏まえた戦略的な取り組み、利用者の利便性の観点、それからマイナンバー制度の法人番号の活用、こういったことを含めていきたいと思っています。

行政手続オンライン化推進計画ということで、現状の話をした上で22ページ目でございますが、今後、原則オンライン化ということが必要になってくるのではないかとということで、行政手続のオンライン化推進計画ということを策定していく。この中でIT総合戦略室あるいは総務省は、全体の最適を図る観点から、全体の方針あるいは助言などを進めていくという方向にしてはどうかということでございます。

23ページ目、これは前回の資料でも報告させていただいた話ですのでちょっと割愛させていただきますが、原則オンライン化としつつ適用除外は認めつつも、ちゃんと技術の進展を踏まえて検討をする。費用対効果の低いものということで、各経緯は踏まえつつ、新たな技術も踏まえて管理をすると思っています。最後、一連の手続をサービスとしてデジタル化できるように取り組むということで、この中でサービスデザイン思考もちゃんと入れていきたいと思っています。

それから、地方-民につきましては、現状については一番下に書いてあるところでございます。24ページ目でございますけれども、今後の取組ということで、まずは実態を把握した上で、2017年度を目途にオンライン化利用促進を踏まえた方策を検討するというところで、これも前回のところにありますけれども、一番下にありますように、これらの検討を各都道府県における都道府県官民データ推進利用計画に組み込む仕組みをつくっていききたいと思っています。

25ページ目、各省庁、地方自治体のオンライン化利用の取り組みだけではなく、全体のアーキテクチャーを見据えた上での政府全体のオンラインの推進にかかるシステムを構築していくことが必要であろうということで、具体的には以下のような項目について、アクションプランに書いていくとともに、必要に応じて先ほどの取り組みの中で各省に取り組みを促してはどうかということで、法人番号の記載義務づけ、あるいは前回、御説明いただきましたが、属性認証のための制度整備、APIの公開義務づけ、開発者サイトの公開、こういったことに加えて、最後、ワンスオンリー原則のところでございますが、法人番号を鍵としつつ、バックヤード連携に向けたシステムの実現、具体的なところを今後検討していきたいと思っています。

それから(2)でございます。「重要分野」での手続ということで、これは特にニーズの高い分野につきまして、規制改革推進会議との議論あるいは全数調査も踏まえて重点的に

議論を進めていきたい、特に事業者向けについては規制改革推進会議との議論と連携していきたいと思っています。

26ページ目でございますけれども、特に税・社会保険分野それからその他の重点分野みたいなどころはあると思います。国民生活分野では、例えば戸籍とか住民票などは非常に手続数の多いところがございます、そういったことを踏まえて検討していくことが必要なのではないかと考えています。こういったところを検討するに当たって、先ほどの政府横断的な見直しも含めてあわせて検討していくことが必要ではないかと考えています。

それから（３）社会全体の意識改革ということで、民間取引のIT化、全体としては、社会全体のIT化を推進していくという観点から言うと、行政手続の民間のオンライン利用の促進だけではなく、民間取引のIT化も促進する必要があるだろう。その中で、法令上不可な案件について見直しを進めるということに加えまして、慣習あるいはその他の理由によってIT化が進まない場面をどう変えていったらいいかということも含めて、今後プログラムとして作成していったらどうかという御提案でございます。これは前回説明した内容を若干整理したものでございますが、まずは法令上不可案件を分類してちゃんと進めていくということと、②でございますが、社会意識改革に向けた取り組みなどをしていくということではないか。

最後「５．今後の進め方」ということでございますが、先ほど申し上げましたように、もしよろしければ、本日の議論を踏まえて、一旦中間整理という形で公開させていただき、その後、規制改革推進会議あるいは関係者の意見を踏まえてさらに検討を行い、最後、５、６月を目途にプランとして決定したいということと、先ほど御説明しましたように、電子行政分科会の中で全体的な議論がされているので、その中で集中的に議論したもの、こういう位置づけのもと、その後、具体的にはそれらと一体になって取り組みを進めていく。特に、ということ先ほど挙げた３つは、夏までにどういう方針を進めるのかということを含めた上で進めていくということがあるのかと考えております。それから、全数調査については、これらを推進する鍵としてPDCAサイクルを回すための位置づけとして引き続きしていきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

それでは、ここからは質疑応答、意見交換に入りたいと思います。

本日の主たる審議対象は資料３なのですが、その他の御説明にかかわる質問も含めてお願いします。この際、上田さんにも御発言いただいてもいいということにしたいと思っておりますので、御自由をお願いします。いかがでしょうか。

○構成員 資料の取りまとめと御説明、どうもありがとうございます。結構取りまとめるのは大変だったのではないかと思います。

その上で幾つか気づいた点をコメントします。まず、資料3-1の①について、3原則としてデジタルファーストの実現とコネクテッド・ワンストップの実現、ワンズオンリー、こ

の3つはいいと思いますが、前回も発言したかもしれませんが、全体を通して、手順のオンライン化という観点が強過ぎて、これだとe-Japanのときと余り変わらないと誤解される恐れがあります。デジタルファーストと言うからには、デジタルを前提として、制度、業務全体を抜本的に見直すということを強調した上で、手順のオンライン化はそのうちの一つであるということをきちんと明記したほうがいいと思います。

それと、デジタルファーストと言うからには、紙を電子に置きかえるというこれまでのやり方ではなくて、デジタルであるということを前提に制度はどうあるべきかと考えないといけない。これまではわかりやすさとして紙をメタファーにして電子化をしてきたので、コンピューターの画面も紙の様式がそのまま用いられたりしていますけれども、十数年やってきて、特に民間は紙で手続きすることがかなり減ってきていますので、デジタルデータを前提として、そのうちの見え方の一つとして紙の様式もあってもいいのですが、抜本的に変えていくことになると思います。それがわかるように方針を頭のところに書いておくと、後ろがうまく流れると思います。

○主査 本当におっしゃるとおりですね。

それをどうこの中に盛り込むかみたいなのが大事です。何かそのアイデアはないですか。

○構成員 手順という言葉を出すと、どうしても皆さん手順から見てしまうので、制度から見たほうがいいと思うのですね。今の制度は、紙を前提としたものが多々あるので、それをデジタルオンリーにした場合、制度のどこに不具合や齟齬が起きるのかを全部点検する。紙を原則なくすとした場合、紙を残さざるを得ない制度があったとしたら、それについてはその理由をきちんと説明する責任を負ってもらう。これを一定の期間かけてやっていく必要があると思います。今は、紙がベースだけど電子化でもいいよというものが幾つもあり、それではいつまでたっても紙がなくならない。

○主査 だから、手順という言葉が好きとか嫌いとかあるけれども、政府の仕組みがあって、民間の仕組みがあって、その間にインターフェースがあって、ここが伝統的には手順と言っていたわけですね。ここを電子で置きかえるだけでは、こっちのプロセスもこっちのプロセスも直らないので、これを一気通貫した形で最適化するような制度設計をした上で、でもそこにインターフェースは残るのですね。

○構成員 残ります。

○主査 それは引き続き手順と呼んでもいいのかもしれない。

○構成員 いいと思います。

○主査 ですよ、大事なものは、両側のBPRが促進される、そのイメージを持ちながらこのことを考えるのでないと、今までのものを単に紙から電子に置きかえるだけになってしまって、こっちは古いままですと、そこが問題意識ですね。

○構成員 そうです。制度全体をデジタル化すれば、ひよっとしたら手順は要らなくなる

かもしれないけれども、手続だけ見ていると、オンライン化、オンライン化というほうに行ってしまうのです。

○主査 今までは、どちらかと言うと、書面というのが手続みたいな親のかたきだったわけですね。手続が親のかたきでいいのかな。そこのうまい表現の仕方がほしいですね。手続をなくせと言われるときと。

○構成員 手続をなくす必要はないのですけれども、デジタルを前提にした制度設計をして、そのために必要な業務を見直して、そこで発生する手続は当然デジタルで行うという。だから、アプローチの違いかなと思うのです。

○主査 なるほど。

どうぞ。

○構成員 様々な主体が検討しているなかで、13ページの図を大変苦勞して描いていたのはよく存じ上げているので、直せとは言いませんけれども、もう少し鳥瞰図的に、これを実行する主体の話に言及したほうがよい気がします。

●●構成員のお話は、28ページの6行目からのワンパラグラフが今のお話と違う書き方になっているかなという印象を受けました。

○主査 どこですか。

○構成員 6行目、「なお、現在云々」ということで、要するに、アクションプランは手続の話だと書いてしまっておりますので、手続に広がりがあることがどこかに出ると良い気がします。ただし、全体としては、これまでの議論を非常によくまとめていただいていますし、これからのお話になると思っております。どのように実行するのかというところに次の眼目があるので、そこについて何か言わなくていいのかと。それぞれ、IT総合戦略本部の分科会で、規制改革推進会議のWGで検討していく、それぞれの持ち場は持ち場としてしまうと、13ページの図がすごく難解になり、それぞれの組織体の連携をどのようにとるのかといった話がまた出てしまうので、全体で一体化して進めないとうまくいかないという話はしておいたほうがいいのかもしいと思います。

○構成員 今のお二方の意見については賛同します。それに関連して、細かい部分も含めてコメントいたしますと、アクションプランの内容は、よくまとまっただけかと思うのですが、実効性を持たせるにはどうするかというのは非常に重要なテーマだと思っております。

出発点で全数調査というものがあり、それが余りにも手続に寄っていましたので、ここはミスリードな部分もあると思うのですが、制度面の変革をどう進めるかという視点での今後の取組も重要だと思っております。

具体的な記述で申し上げますと、例えば27ページのところで、対面・書面原則からの脱却に向けたいろいろな考え方は、民-民の制度に関係するところですし、あとは23ページの真ん中あたり、適用除外の考え方、これは官-民についてなのかもしれないのですが、民-民にも適用できるのではないかと考えております。適用除外が残るとしても、結果として

それは極めて限定された項目に限られるべきだと思っ­ていまして、ここに書いてあるような「原本性を要する」とか、「出頭または対面を要する」といったものでも、その趣旨はここにも入っていると思うのですけれども、技術の進展によって、本来、それによって果たそうとしていた目的をクリアできるようなオンラインの仕組みがあるということを常に前提にして、デジタルファーストを強力に推し進めるということが必要だろうと思っ­ています。

そういう意味で、各担当省庁をこの場に呼んで話を聞くということも必要でしょうし、あるいは関係する民間の代表などからもヒアリングをこの場でして、ワーキングチームとして強力に進めるような体制を組んでいただきたいと思っ­ています。

とりあえず、以上です。

○主査 ありがとうございます。

○構成員 取りまとめ、ありがとうございました。

すごくよくまとまっていて、わかりやすくはなったのかなと思っ­ています。

何点か私もコメントさせていただきたいのですけれども、皆さんとかぶるところもありますので、違う観点で言うと、さっき、●●構成員からも、民間のところでという話がありましたけれども、民間の方が使いやすいということをお考えたときに、多分、民間と行政だと民間のほうがデジタル化はかなり進んでいると思っ­るので、官が先に考えてこれに合わせろという形ではなく、民が進んでいるところもあるので、それにあわせてつくるとどういう形にできるのかという観点で、民が使いやすい行政の系統のシステムをお考えていただければと思っ­ています。そういう意味では、さっき●●構成員がおっしゃっておられた、民間の方にきちんとヒアリングをしていただくというのが重要なのかなと思っ­ています。

民間が使い始めると、例えばマイナンバーシステムとか、さっき法人番号の話にもありましたけれども、その辺がたくさん活用をされていってそちら側のシステムがそんなに処理数が増加していても大丈夫なシステムになっているのかというところも重要だと思っ­ますので、そういうところもしっかり行政側としては見ておいていただきたいと思っ­ています。

あと、アクションプランは皆様がおっしゃられるのと同じにはなると思っ­のですけれども、具体的にこの系統をなんとかしろみたいな形のアクションプランというのは、余り意味がないのかなと思っ­ていて、皆さんがおっしゃられているように、最後の系統というものの自体ではなく、制度の在り方とプロセスをどう見直していくのかというところが重要ですので、そこの観点が抜けのないようなアクションプランの設定の仕方にさせていただけるとよいのかなと思っ­ています。

もう1点は、前回もお伝えしましたけれども、地方-民に関しては特にですけれども、やれというだけでは難しいのかなと思っ­るので、どうやって事例をつくって展開していくのかとか、方向性とかやり方をどういうふうに見せてあげるのかというところをどうするのかというのはもう少し考えて入れ込んでいくということをしたほうがよいのかなと思っ­ました。

以上です。

○構成員 幾つかの項目では入っていますが、タイムフレームも設定しないと、今やいますという話で終わってしまうので、例えば、3年なら3年以内に、全省庁で全手続の見直しを求めるといったやり方をしないといけません。いわゆる工程表管理を、次の段階でもいいかもしれないですが、5～6月のIT総合戦略本部決定を作り上げたときには入れていただくとありがたいと思います。

○主査 なるほど。どうぞ。

○構成員 この中でも余り明確にはなっていなかったのかなと思うのが、IT室として今後、どういう立ち位置でどういうことをやっていくのかということだともいますので、そこも含めて書いていったほうがいいのかなどは思いました。書くのか示すのかというのはわからないですけれども、あってもいいと思いました。

○主査 ありがとうございます。どうぞ。

○構成員 今の3名の方の御意見、私も全面的に賛成です。

あと、さっきデジタルファーストのお話をしましたけれども、コネクテッド・ワンストップとワンズオンリーについてもコメントしたいと思います。資料3-1の①右下にコネクテッド・ワンストップ、民間・行政サービスの融合、APIの公開、モバイル対応と書いてあって、これはいいと思いますが、資料3-2の18ページを見ていただくと、国民や企業は日常的には民間サービスに囲まれて暮らしており、行政サービスはごく一部だということがわかります。だから、行政サービスと民間サービスの融合というより、私の感覚だと、民間サービスの中にいかに行政サービスを組み込んでもらうかという感覚なんですね。民間サービスが9だとすると、行政サービスは1。あるいはそれ以下かもしれません。だから、行政サービスに民間のサービスがくっつくのではなくて逆ですよ、というような意識をもって全体を書いていただきたいと思います。その方策が、ここに書かれているAPIの公開ですが、APIを公開しただけではだめで、APIを利用しやすくするための環境整備が必要です。例えばテスト環境を用意したりとか、開発者がいろいろ問い合わせできる窓口を用意したり、開発者からの要望を受け付ける、そういう対話の場を設けたりとか、そういったものをセットで提供する必要があります。

あと、ワンズオンリーについては、ここの肝はマイナンバーの利用範囲の拡大だと思うのですけれども、それには制度改正が必要だと思います。国民の理解をいかに得るかが重要で、そうしないとなかなか利用範囲が拡大できないので、1つは不安を払拭するのと、わかりやすい具体的なメリット、サービスを示すことが重要だと思います。そういう意味では、税・社会保険とか、先行して取り組むと書かれている重点分野の中でわかりやすいサービスを示せば、国民の理解も進むので、積極的に進める必要があると思います。

以上です。

○主査 なるほど。

まだちょっと時間があるので、水を向けるようなことで申し上げますね。手続は評判が悪いというのがよくわかりました。この辺は事務局とは打ち合わせていないので後で怒ら

れるかもしれないけれども、手続からサービスへ、みたいな考え方を仮にばんと打ち出すことを前提としてとして、基本的な定義はサービス指向で行きたいのですね。現実的に世の中を動かすのは、こういう報告書に一体何を盛り込むかみたいな話だとすると、具体的に、例えば、動かす、政府全体みたいな話のときに出てくるのが、3-1の後ろ側の「アクションプランの具体的項目とその方向」と書いてあるものの（1）の一番後にある「都道府県官民データ活用推進計画」があります。これは都道府県が策定を義務づけられているのですね。「組み込む」ということばづかいが上から目線で私は余り好きではないのですけれども、ただ、確かにそこと整合性を保ちながら、そこに何を盛り込んでいくのかというあたりが、今、どう考えても、例えば大きな問題になっている地方-民の部分を考える上で決定的に重要なのだろうと思う。

そうすると、そこへ何を入れていけばいいのかという話がこの下に書いてあって、例えばバックヤード連携に向けたシステム整備とあり、これはマイナンバーが入ったことで、大きく進展をしたのだらうと思うのですけれども、多分、まだ足りないものが幾つかある。多分、片方は法人の属性情報が足りないというので、そこで法人番号を使った情報を出すみたいな話がこの間もあったのだが現状では足りない。

それから、総務省がおっしゃっているのが、代理人によって何かをトリガーするといふときの基盤が足りないよねという話。これらのバックヤード連携に向けたシステム整備、本当にこの3つを実現していこうとすると、まだ欠けているシステム整備というのが一体何なのかということを示的に。今回の中間整理で間に合うか、最後までアクションプランになるかは置いておいて、その明示化というのが多分、ほしいのですね。

それから、もう一つあるのが、フォーマット共通化。出ては消え、出ては消えているのは、フォーマットと言うと、今までは書類イメージのフォーマットなのだけれども、本当に必要なのはデータ形式の話だという論点です。これが多分、本当のところ書類イメージから脱却してサービスイメージに行くときの鍵なのではないかなという気がするのです。資料3-2の25ページの【「コネクテッド・ワンストップ原則」関連】という真ん中の箱の中を見ると、ここは既に「書式規定の見直し（データ項目化）」と書いてある。ドキュメント間で表現の仕方がばらついている。これは多分、今の我々の迷いを象徴しているのだと思うのですけれども、この辺を、どこの部分をどう担保していくと、我々が概念として何となくほしい、手続から脱却してサービスに行きたいみたいな話を本当に形にできるのか。それを形にして、実際に動くように担保するためには、どういう組織体制で行くべきか。さっき、●●構成員がおっしゃっていたものですが、そのあたりのことについて方向性をこの段階で入れ込みたいとすると、どう考えればいいのかという投げかけをしてもいいのでは。

○構成員 まず、1点目の地方自治体の話は、結構重要だと思います。

これまでだと、国が決めて、まず大きい自治体がやって、最後に中小自治体が工夫するというパターンが多かったのですけれども、中小自治体が導入できない制度やシステムと

というのはだめだと思うので、最初に中小自治体にフォーカスを当てて、中小自治体の実現できる制度とか仕組みをつくる。それが大きな自治体、国に戻っていくというふうに逆のアプローチをしたほうがいいと思うのです。そのときポイントとなるのが、クラウドサービスの利用促進です。今までは各自治体が自分で情報システムを保有していましたが、自治体クラウドで共同利用がだいぶ進んできました。ただ、共同利用はまだ、あくまでも共同利用であって、サービス利用ではないのです。幾つもある民間のクラウドサービスの中から最適なものを選べるというクラウドサービス利用に移行するために、今の制度がなにか阻害要因になっていないかを洗い出す必要があります。

また、書面からデータに移行するというのは、私も本当にそのとおりでと思います。今の各制度で扱っているデータが何で、どことどこがどんなデータのやりとりをすることで制度が成り立っているのかを、もう一度、書面を一旦忘れてデータに着目してやってみると、かなり見えてくると思うのです。では、それを実現するために各省が何をやらねばいいかというのを具体的なプランに落とし込んでいくという、結構大変ですけれども、そういう作業を一度やったほうがいいと思います。

○構成員 デジタルファーストを考える場合に、例えば、国と民の間、地方と民の間で、オンラインの環境が整っていないという面が一つあり、それは今までもフォーカスされてきました。

さらにオンラインの環境が整っていないという背景には、制度として書面あるいは対面が求められるという面があって、その場合は、手続と制度と両方関係している。

一方、民-民の場合は、手続もあるのでしょうけれども、どちらかと言うと制度上、書面が義務づけられている、対面が義務づけられているがために、民間としてはやりたいのだけれども、オンラインで処理できない。その二つは分けて考えたほうがいいのかもあって、民-民の場合はB to C、B to Bの両方が入っていると思います。

特に民-民については、制度面の規制緩和が必要になるので、そこにフォーカスを当てた議論をしないと、本質的な解決にはならないと思います。

○主査 なるほど。

○構成員 5～6月までに何をするかの話が投げかけられたときに、拡散し過ぎてしまうので言わなかった話があります。マイナンバーカードやバックヤード連携の話は、結局別のところで進む一方で、PDSの議論や、EUの間で問題になっている、海外とのデータ連携の話が出てきます。さらには、例えば登記情報について、データをオープン化することを考えたとき、例えば、登記簿に載っている取締役の個人情報などを全部オンライン上で公開するのと言われてると疑問が残る。住所をマイナンバーに置きかえたほうが危険度は下がらないかとかという話も出てくる。周辺部分の結構微妙な話が出てくるので、短期間で一気にやるよりは、もう少し、丁寧にやったほうがいいのかもかもしれない。

というのは、制度ごとにかなり概要の部分で微妙な話、決まっていない話、日本政府だけでも取り扱えない話が多い気がしますので、そこはこのような方向で進めるという議論

を、もうワンラウンドさせていただけるとありがたい気がします。

○主査 今までの議論、何か事務局的に反応はありますか。

○IT総合戦略室 多くの意見、ありがとうございます。

基本的には皆さんの御指摘のとおりなので、それを踏まえてどう書き直せるのかということを考えていきたいと思っています。

冒頭、手続のオンライン化のところなり、サービスという視点のところなのですが、そういう思考を踏まえまして、資料3-1では、何も書いていませんけれども、＜デジタルファーストの実現＞のところに絵を描いていて、この緑の横のところがいわゆる手続なのですが、要は、サービスデザインということで、行政、事業者側も含めて、ちゃんとデザインをしていくことが必要というところでございます。この時点ではまだ書いておりませんが、今後、これを実現していくためには、どのようにして各府省にお願いしてやってもらうのかというところは、電子行政分科会の取り組みも含めて、具体策を今後検討していこうかなど。例えば、先ほどありました行政手続オンライン化推進計画の中でどう盛り込んでいくのか、各省庁で決定をしていく際に、どう盛り込んでいくか。例えば、ある事例みたいなことを取り上げて、一つからやっていくとかいうことも含めて、具体的な施策については今後検討していきたいなと思っております。

それから、幾つかいただいていますけれども、御指摘いただいている手続の対面・書面原則の具体的になくす話については御指摘のとおりと考えておりまして、具体的には、マイナンバーなり法人番号、こういったところを活用しつつ、民-民のところもどうやって制度を直すことができるのか、あるいは官-民の手続に直しても、適用除外のところについてはどういうものがあるのかというのは一つ一つ見ながら対応するということ、かつ、各省庁にやる気になってもらうように、ちゃんと事例も含めてお勧めしていきたいなと思っております。ほか、たくさんいただいておりますけれども、基本的には御指摘を踏まえてどこまで書けるかを検討していきたいなと思っております。

とりあえず、以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

まだ少し時間がありますけれども、どうぞ。

○構成員 蛇足になるかもしれませんが、先ほどのデジタルファーストの考え方を検討する際の考え方の例を紹介します。紙の書類があつて、そこに判子が押してありました。それをそのまま電子化しようとするから電子署名にしましょうという短絡的な考え方になってしまいますが、そもそもその書類に何で判子が押してあるのかを考えていくと、仮に実印を押すまでもない三文判の書類で、本人の意思の確認のためだとしたら、電子署名や公的個人認証にこだわらず、ID・パスワードでログインをした段階で、本人だと確認してもいいのではないかと。要は、紙をメタファーにしたままだと、判子を電子署名に置き換えがちですが、その判子を押させるそもそもの意味は何かと考えると、また違う解決策が出てくるので、そういう意味で、デジタルファーストというのを制度全体とか、業

務全体で見直していく意味があるのだと思います。

○主査 わかりました。大体議論は出尽くしたのですかね。

○構成員 先ほど、PDSの話も申し上げましたけれども、19ページの法人インフォメーションシステムについても、これは何かと問われると、中身についてきちっと説明できる人は恐らくいないのだろうと思います。ベースになるシステムに織り込まれる項目自体が、実はまだ明確でないところがあるので、原則は原則として当然やるが、できる限り、インフォメーションシステムにも踏み込むことが重要です。マイナポータルについても、織り込むべき情報の話も出ておらず、ポータビリティの話も決着していない状況ですので、ベースの議論と並行して、とにかく早く基盤をつくり上げていくことが重要で、しかもそれほど残された時間はないと思っていますので、急ぐようなメッセージが入るとありがたいと思います。

○主査 その意味からも、今回は基本的な考え方をきちんと打ち出していき、5月までにアクションプランとして正式に何を盛り込んでいくべきか。これは最終的には、本部まで上がって、本部で決定されると決定になる。その意味からは、実は、今までいろいろここでデジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーと出ていたのですけれども、本部レベルで正式にそれが方針だと決定したことが今まではなく初めてになるので、その意味では非常に重要かと思います。具体的に担保する取り組み項目として何をやるかということについても、今後数年間を縛るものになるので、その意味で、一体何は採用し、何はしないのか、このあたりのことについての議論というのを急速に煮詰めていく必要があるのだろうと思います。

同じように、多分数年間このプランで行くのだろうと思うので、なるべく未来志向、手続からサービスへというあたりのことについても、現実に打ち出す場合には、それがどういう形で担保できるのかをちゃんと書かないと空回りしてしまう。大きな設計指針になるものでございますので、なるべく踏み込んだ形で表現できていければいいですし、それからもうこの時代、書面イメージからデータ連携イメージに移ったほうがいいのだよと。これも何度も皆さんの議論の中で。でもこれも一気に置きかえるのは大変なこともわかっているので、そこら辺のリアリティーも考えながら、思想としては、前向きのところをちゃんと打ち出していきたいということなのか。そんなまとめで大丈夫ですか。少し早目なので、まだ御発言もいただけますが、きょうの御議論はそんな感じなのでしょうか。

○構成員 各省さんからタスクフォースみたいなものをだし、いろいろな省庁から集まった形でつくって、そこが推進するみたいな形とか、違う組織を作ってできないのかなというのはいいます。

○主査 それがIT総合戦略本部のつもりだったのですけれどもね。

○構成員 済みません、そういう意味だとIT総合戦略本部がご自分たちのやると、ここに書かれるのであればそれでいいのかなと思います。

○構成員 2点だけ。今、主査がおっしゃった書面イメージからデータイメージへという

わかりやすい例として、年末調整の社内手続があります。昔は紙で狭い欄に書いていたのが、最近、書面の様式をそのままウェブの画面にして入れるようになり、最初から必要なデータが入っているので、楽になりました。最近、SmartHRというサービスを提供しているKUFUという会社の方とお話しているのですが、このサービスでは、スマホから必要な項目をどんどん入れていくと、年末調整の書類ができあがる。これが、書面イメージとデータイメージの違いがわかる例かなと思います。もし、必要があればKUFUの方に来ていただいてデモンストレーションをやっていただくのもありかなと思います。

2つ目は、今後、都道府県は官民データ活用推進基本計画をつくるのが義務になりますが、この計画は、オープンデータやデータ活用だけではなくて、行政手続の話も入ってくると思います。この計画に都道府県はデジタルファーストに関して何を行い、市町村をどう指導するかを書き込む項目を入れられれば、都道府県の人たちにとっても一歩踏み出すきっかけになると思います。

以上です。

○主査 お願いします。

○IT総合戦略室 今、構成員の方から推進体制をどうしていくか、またIT室としてどのように取り組んでいくのかというような御指摘をいただいております。私どもとしても、電子行政並びに行政IT化、規制改革は極めて重要だと思っております。経団連さんの提言の中にも書いてございますが、官邸主導ということで、何らかの動きを加速させる必要があるのではないかと考えております。具体的にはこの場では申し上げられませんが、いろいろ検討しているところでございます。また、次回、お集まりいただけるときにはもう少し具体的にそのあたりの取り組みがお話できるのではないかと考えています。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○主査 それでは今後の進め方について、御説明いただけますか。

○IT総合戦略室 今後の進め方でございますが、資料の4に基づきまして御説明をさせていただきます。

本日の御議論を踏まえまして、もしよろしければ中間整理の案ということで取りまとめて、ホームページで公表させていただければと思っております。公表したものに付きましては、関係各所、規制改革推進会議も含めて、必要などころでこういう動きであるというところ、政府内部での議論を加速するということとあわせて、ネットを通じて一般意見も聴取した上で、議論を進めていきたいと思っております。

その上で、冒頭申し上げましたように、今後の議論を踏まえて、先ほどありましたとおり、具体的な項目、それにかかる行動内容、主体、期日も含めて、可能な限り明確化した上で、また次回以降最終案を御議論いただき、その後、IT本部として決定を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○主査 ありがとうございます。

ということで、できれば中間整理を公開したいという話になっていて、きょう大事な御意見をいろいろいただいたのでありますが、その取り込みについては私にお預けいただいて、もし、委員の先生に御相談する時間がありましたら、多分、基本的な構造としては今のものを踏襲させていただきながら、結構細かい表現ぶりを、手続、手続と手続ばかり考えているように見えるところを、サービスとかプロセスという用語に置きかえていくだけでかなりイメージが変わってくるのではないかと思いますので、その辺、事務局も工夫していただきながら、構成員の皆様の御意見も反映していきながら、未来志向のものにした上で、私の最終的判断で出させていただくというお許しをいただけたらと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○主査 では、そういうことで行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

皆様にはということで、メールで内容を確認させていただいた上で、必要であったら言っていただけますか。

○IT総合戦略室 はい。

○主査 またお時間、ひょっとしたら御相談に行ったりするかもしれませんが、その上で取りまとめ、中間整理を公表ということにさせていただいた上で、そこから先は多分、夏に向けて具体的に何をどうするのかという話に移っていくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これでもう締めてしまって大丈夫ですか。

それでは第4回「規制制度改革ワーキングチーム」を終了したいと思います。

事務局から連絡事項があったら、最後、よろしくをお願いします。

○IT総合戦略室 本日は大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

次回の日程につきましては、また別途御連絡いたします。

それから、本日の資料、3-1と3-2につきましては、まだ中間整理の案の段階ですので、現時点では非公開とさせていただきまして、本日の意見、それからこの後御発言いただいた意見を踏まえて中間整理ということで、ホームページにて公開させていただくという手はずにさせていただきたいと思っています。その他の資料につきましては、全て公開ということで、あとは会議の議事録につきましては、いつものとおり皆様に御確認をいただいた上で公開ということにさせていただきたいと思っています。

以上でございます。本日はどうもありがとうございました。